

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(五・完)

フランス刑事立法研究会 (訳)

大貝, 葵
金沢大学人間社会研究域法学系 : 准教授

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7152023>

出版情報 : 法政研究. 90 (1), pp.126-106, 2023-07-19. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

少年刑事司法法の諸規定を解説する通達(五完)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法の諸規定を解説する通達

付属文書1…少年刑事司法の一般原則(以上、88巻4号)

付属文書2…手続の解説

1. 訴追の前段階または訴追に代替する段階

2. 公訴の開始(以上、89巻1号)

3. 少年係判事及び少年裁判所において適用される手続

4. 司法上の予審に際して適用される新规定(以上、89巻2号)

付属文書3…教育的措置及び調査措置(以上、89巻4号)

付属文書4…保安的措置の適用範囲

付属文書5…刑罰及び少年の拘禁制度にもたらされる変革

付属文書6…被害者への配慮の改善

付属文書7…情報共有

付属文書8…海外県における適用

付属文書9…新规定の時間的適用範囲(以上、本号)

付属文書4 保安的措置の適用範囲

教育優先の原則に従い、宣告前段階においては一時的な司法上の教育的措置(MEJP)の言渡しを優先するべく、保安的措置の適用領域は縮小される。

1. 司法統制処分

1.1. 司法統制処分に付す条件(第L. 三三二—一条)

少年を司法統制処分に付す条件に変更はない。但し、一三歳以上一六歳未満の少年で五年以上の拘禁刑に処せられる軽罪で非難されている者につき、現在、教育上の前歴に関する要件として、少年が次の対象となったことが要請される。即ち、他の手続の枠内で言い渡され、一年以内の報告書の原因となった教育的措置、司法上の教育的調査措置、保安的措置、有責性の宣告または刑罰(第L. 三三二—一条第二号)。

R R S Eは、教育上の前歴を構成しない。

この教育上の前歴は時間により枠づけられている。というのも、当該措置は、一年以内に作成された報告書の原因となっていないからである。この報告書を構成するものは、教育的監督、措置の実施及び少年の成長に関する詳細な情報、教育的提案、並びに、少年による義務

の不履行があった場合には、少年と面会するために機関によりなされた請求でなければならぬ旨、第D・三三三―一条に定義づけられている。

それ故、教育的報告書は、特定の出来事を記載したもの、または、短期間の少年の状況を説明するような情報もしくは出来事に関する、単なるメモではたりない。措置の最終報告書である必要はないとしても、このような報告書の作成を、効果的な教育的監督につき一定期間の経過前に行うことはできない。一年以上前に終結した措置に関するものも当該報告書の対象外となる。

しかし、一三歳以上一六歳未満の少年が七年以上の拘禁刑を科せられるか、行為が故意の暴行、性的侵害、または、暴行という加重事由を伴って行われた軽罪を構成する場合は五年以上の拘禁刑が科せられるならば、教育上の前歴は必要ではない。

1. 2. 司法統制処分の内容

司法統制処分の枠組みで少年に対し言い渡される余地がある義務の一覧は削減される。一九四五年オールドナンズでは、少年は、刑事訴訟法典第一三八条により成人に対して規定されるすべての義務に加え、一九四五年オールドナン

ズ第一〇―二条IIにより規定される少年独自の義務を遵守するよう強制される状況にあった。いまや、刑事訴訟法典上のリストは少年にはもはや適用されず、少年は、第1・三三三―二条により規定される義務のみに拘束される。

二五個の義務がかつては宣告可能であったが、今や、そのリストは、一五個にまで削減されている。例えば、保釈金を支払う、または、小切手を振り出さないといったような、少年に関係しない義務はすべて廃止されている。さらに、公共の秩序よりも、教育的な目的を追求する義務については、一時的な司法上の教育的措置の中に組み込まれており、もはや取消及び拘禁の原因とはなりえない。保護、援助、監督、及び教育的措置に従う義務、さらには、成人まで、定期的に学校に通う義務についてもこのことが妥当する。

1. 3. 司法統制処分の取消

二〇一八年から二〇二二年までの計画及び司法改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九―二二二号により導入され、少年刑事司法法典にも取り込まれた、一三歳以上一六歳未満の少年に対する司法統制処分の取消要件の制限が続いているなか、一六歳以上一八歳未満の少年に

対する司法統制処分の取消要件についても、軽罪については、同様に、厳格化が図られている。

現在、軽罪に関し、一六歳以上一八歳未満の少年に対する司法統制処分の取消は、司法統制処分の義務に繰り返して違反する場合またはきわめて重大な違反がある場合で、かつ、これらの義務の警告または加重では、刑事訴訟法典第一四四条に規定する目的を達するために十分とはなりえない場合にのみ、可能となる（第L. 三三四―五条）。この累積的要件が充足されていると判断した理由が、取消し決定の中に明示されなければならないであろう。

第L. 三三一―七条に限定列举される一定の義務違反があったと疑われる合理的理由が一つまたは複数ある場合、少年は、自身の状況を確認され、義務違反につき弁解を聴取されるべく、司法警察職員の決定に基づき、最長二四時間、地域の警察署または憲兵施設に留置されうる。

最後に、司法統制処分の義務違反を理由に留置される少年に対し、告知される権利が拡大された。即ち、成人と分離して拘禁される権利、健康保持を要求する権利、及び、宗教または信仰の自由についての権利の遵守につき、今後、告知されなければならない（第D. 三三一―二条）。

措置実施の任を負う少年司法保護局の機関は、遅滞な

く、司法官に対し、少年による義務への違反を報告し、措置の内容を少年の状況に適合させるべく有益ならゆる提案をなす。

2. 電子監視付居住指定

少年に対する保安的措置及び勾留の使用を制限するという同一の目的のつとり、そして、成人に対する現行規定と少年に適用可能な刑事手続をさらに厳密に区別するべく、一六歳以上の少年を電子監視付居住指定（ARSE）に付するために必要となる拘禁刑の下限要件は二年から三年に引き上げられる（第L. 三三一―一条）。

注意事項として、ARSEは、司法統制処分の義務では十分ではないと思われる場合にのみ宣告される。ARSEの宣告には、技術上及び社会教育上の実現可能性に関する調査が先行し、当該調査は少年司法保護局の機関に委託される¹⁶。

ARSEの取消し要件は、司法統制処分と同一である（第L. 三三四―五条第三号）。

3. 勾留

軽罪に関し、手続の諸段階から、即ち、訴追時（保安的

措置取消しの場合を除く）からの勾留は、行為時一六歳以上の少年にのみ可能であり、かつ、予審判事の面前における司法上の予審開始（付属文書2第4章参照）及び一回限りの審理における判決を目的とした、共和国検事による少年裁判所への係属という例外的な手続の場合に限られている（付属文書2第2. 4. 章参照）。従って、共和国検事の元への召喚手続に従った判決を目的として行われる、少年係判事または少年裁判所への係属には、少年の勾留のための請求は付随されえず（第L. 四三三―九条）、唯一、ME J P、司法統制処分、または、ARSEの宣告を目的とした請求のみ可能となる。後者二つの措置は、必要に応じて、取り消され、審理に先立つ被告人の勾留をもたらさう。

いずれの場合においても、勾留は、それが必要不可欠であり、かつ、刑事訴訟法典第一四四条に示される目的の一つを達する唯一の手段であり、これらの目的がARSEまたはCJでは達成されない場合にのみ命じられる（第L. 三三三―四―二条）。

一回限りの審理を目的とした少年裁判所への係属手続という枠組みにおいては、勾留期間は、一か月に制限され、更新も認められない（第L. 四三三―九条第二号）。同様に、教育的試験観察期間の枠組みで命じられる勾留は、司

法統制処分またはARSEの取消しに基づき唯一可能となり、その期間は、有責性を宣告される少年の年齢にかかわらず、一か月に制限され（第L. 五二―二―二条）、更新も認められない。

予審の枠組みにおいても、軽罪に関しては、勾留期間につき変更はない。

重罪の領域については、勾留は、一三歳以上のすべての少年につき可能なままである。一六歳未満の少年に対する勾留は、六か月及び六か月の更新期間での言渡しが（第L. 四三三―四―四条）、一六歳以上の少年については、一年間及び各更新につき六か月、二回までの更新の言渡しが可能である（第L. 四三三―五―五条）。一六歳以上の少年については、テロリズムに関する手続の場合には、勾留は三年まで延長されうる。

同一手続内で、CJまたはARSEにつき複数回の取り消の結果命じられる勾留期間の合算が、上述した制限期間から一か月を超えることはできず、一〇年の拘禁刑を科される一三歳以上一六歳未満の少年については二か月を超えることはできない（第L. 四三三―七―七条及び第L. 四三三―八―八条）。

別の手続において少年がすでに司法上の教育的措置の対

象となつてゐる場合も含め、勾留を命じる場合には、あわせて、一時的な司法上の教育的措置の宣告が必要となる（第L. 三三四—三三六）。この目的は、勾留に代替する計画を策定するために、または、保釈が命じられる場合には教育課程（経過）の継続を保障するために、社会内処遇機関に事案が付託されることにある。

最後に、勾留に関するすべての審理及び尋問（附置または延長）につき、視聴覚電子通信機器によることはできない。従つて、公共の秩序の混乱または少年の逃走を惹起する重大な危険を理由に、少年の移送が回避されるべきであるように思われる場合を除き、少年の召喚は必要である（第L. 三三四—三三六）。

軽罪に関する勾留の要件及び期間

- ・ 一三歳未満・勾留は不可能
- ・ 一三歳以上一六歳未満

要件・司法統制処分の枠組みにおいて言い渡されたCE Fでの取容中に遵守すべき義務に繰り返し違反したもしくは特に重大な違反があつた場合、または、当該違反に加え司法統制処分上のその他の義務への違反がある場合のいず

れか一つを満たし、かつ、当該義務の再告知または追加では、C P P第一四四条に規定する目的を達するに十分ではないとき。

期間（予審の間）

科せられる刑罰が一〇年未満の拘禁刑の場合…一五日＋一五日

科せられる刑罰が一〇年の拘禁刑の場合…一か月＋一か月

同一手続においてC JまたはA R S Eの複数回の取消しの結果命じられるD Pの合計期間は、上記制限期間から一か月を超えることはできない（または、一〇年の拘禁刑の場合には二か月）。

期間（予審終結後）…二か月十一か月

期間（M A A E「M A E E…教育的試験観察？」手続及び一回限りの審理を目的としたT P Eへの係属）…一か月

- ・ 一六歳以上一八歳未満

要件・科せられる刑罰が三年以上の拘禁刑である場合、または、C JもしくはA R S Eの義務に繰り返し違反したもしくは特に重大な違反があつた場合で、かつ、当該義務の再通告または加重では、C P P第一四四条に規定される目的を達成するに十分ではないとき。

期間（予審の間）

科せられる刑罰が七年以下の拘禁刑の場合…一か月＋一か月
科せられる刑罰が七年を超える拘禁刑の場合…四か月＋四か月

同一手続においてCJまたはARSEの複数回の取消しの結果命じられるDPの合計期間は、上記制限期間から一か月を超えることはできない。

CP第四二二―二―一条の軽罪という特別な場合（違法なテロ行為の準備のための集合）…四か月＋四か月を超えない期間での更新、及び、更新期間の合計は二年を超えることができない

期間（予審終結後）…二か月十二か月

期間（MAAE「MAEE…教育的試験観察？」）手続及び一回限りの審理を目的としたTPEへの係属）…一か月

- ・一三歳未満…勾留は不可能
- ・一三歳以上二六歳未満

要件…重罪刑が科される場合

期間（予審の間）…六か月十六か月

期間（予審終結後）…二か月十二か月十二か月

・一六歳以上一八歳未満
要件…重罪刑が科される場合

期間（予審の間）…一年十六か月十六か月

同一手続においてCJまたはARSEの複数回の取消しの結果命じられるDPの合計期間は、上記制限期間から一か月を超えることはできない。

第四二二―一―一条一項、第四二二―一―五条及び第四二二―一―一条に定められる重罪という特別な場合…最初は一年間、その後、六か月を超えない期間での更新、及び、更新の期間は三年を超えることができない。

期間（予審終結後）…六か月十六か月十六か月十六か月

付属文書5 刑罰及び少年の拘禁制度にもたらされる変革

1. 執務室での刑罰宣告の創設（第L. 一二―一―四條）

少年刑事司法法典では、執務室で裁定を下す少年係判事が、一定の刑罰を宣告する可能性が認められた（第L. 一二―一―四條）。

条件。刑罰の宣告は、一三歳以上の少年に対して（第L.

一二―一―四條）のみ可能であり、共和国検事からの口頭また

は書面による請求があり、少年の状況及び人格が刑罰の宣告を正当化する場合に科せられる。この枠組みにおいて言い渡される刑罰は三つだけである。犯行に供した物の没収、研修、及び、公益奉仕労働である。

執務室において刑罰を言い渡すための条件につき、少年係判事が一回限りの審理で裁定を下すことを決定する場合には、さらに厳格化される。実際、第L. 五二―一二条第二項によれば、この場合、裁判機関は、教育的前歴があるという条件が充足されている場合にのみ、刑罰を宣告することができ旨規定されている。当該条文に従えば、前歴とは、少年がすでに、別の手続の枠組みにおいて宣告された教育的措置、教育的調査措置、保安的措置、有責性の宣告、または、刑罰の対象となった場合で、これらの措置または決定が、当該手続の書類に添付されている一年未満の報告書の理由となっている場合を指す。

宣告されうる刑罰。宣告されうる刑罰は制限され、刑罰の態様も修正される。従って、宣告されうる刑罰は限られており、犯罪に供した物の没収、研修、及び、少年が宣告時一六歳以上であれば、公益奉仕労働の三つのみである。公益奉仕労働に関し、事後の同意についての規定は適用されない（第L. 一二二―一条）。

刑罰の態様。少年係判事は、刑罰不執行の場合に課すことのできる拘禁刑または罰金刑の上限を設定することはできないという点に鑑み、執務室において言い渡される刑罰の態様は、より保護的である（第L. 一二二―一条、第L. 一二二―四条及び第L. 一二二―五条）。執務室で宣告される刑罰は、不執行の場合、新たな訴追が提起された後⁽¹⁾のみ、拘禁刑まで付される可能性がある。

執務室において行われる審理への共和国検事の出席は、任意である（第L. 五一―一条）。自らが行う有責性の審理および制裁宣告の審理に資するべく、いくつかの裁判機関は、共和国検事の書面による請求に関し、連絡網の設置を検討してきた。

この様な連絡網は共和国検事に次の事項を可能にする点で有益である。執務室での審理への参加につき、自らの意向を伝達すること、教育的試験観察期間の枠組みにおいて命じられたまたは（必要に応じて）有責性の審理に際して取り消される余地のある、一時的措置に関し請求すること、少年係判事が同一の審理において有責性と制裁につき裁定を下すと決定する可能性につき意見を付し、さらに、制裁

宣告が移送されるべきであると思料される裁判機関についても意見を付すことである。

優れた実務を行うこれらの制度は、多様であり、また、この制度が適用される管轄に即したものとなっている。そのやり方は統一的なものではなく、いくつかの裁判機関では、有責性審問に際してなされる請求の正式決定は、裁判所の事務室で決定がなされると同時に行われたものとしており、ほかの裁判機関では、執務室での審理に先立ち、審理のための書類を共和国検事へ送付することとしてきた。最終的に、いくつかの裁判機関は、やりとりの対象となるべき書類（例えば犯罪類型について）を特定するためにプロトコルを定めるといふ選択をした。

2. 手続上の他の新規性

CJPMは、刑罰に関する規定について、きわめて限定的な修正にとどめている。従って、二〇一八年から二〇二二年までの計画及び司法改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九―二二二号によりもたらされたもの¹⁸を含め、刑罰制度は維持されている。刑罰の領域における少年に対する特殊性は、CJPMにすべて取り込まれてお

り、特に、少年に対して、事後的な勾留状の発付は禁止される（CJPM第R. 一二三―一条、CPP第D. 四五―二―八条）。

但し、三つの新規性が特記される。それは、刑の延期手続の廃止、違警罪裁判所による補充刑言渡しの可能性、及び、少年重罪法院により宣告される拘禁刑に付される特別な理由の要請である。

2. 1. 刑の宣告猶予手続の廃止

今後、教育的試験観察手続の一般化に鑑み、少年のための裁判機関は、刑の宣告猶予の類型（単独、保護観察付、命令付き、調査目的、供託目的）がいかなるものであれ、刑法典により規定される刑の宣告猶予の手続を用いることはできない（第L. 一二二―一条）。この禁止は、すべての係属態様に対し適用される。即ち、召喚、共和国検事の元への召喚、予審判事への移送命令、少年係判事の面前、または、少年裁判所の面前において、さらに、一回限りの審理における判決を目的として少年裁判所に係属された場合も同様である。唯一、違警罪裁判所のみが、なお、単純宣告猶予の手続を用いる可能性を有している。

2. 2. 違警罪裁判所による補充刑宣告の可能性

加えて、違警罪裁判所は、その対応の種類を、刑法典第一三一一―一六条による補充刑まで拡大させている。従って、違警罪裁判所は、少年に対して、司法上の譴責、刑の免除、及び、罰金刑に加えて、補充刑を言い渡すことができる。補充刑として、研修刑、犯行に供した物の没収、あるいは、免許が必要ではないものも含め、一定の車両の運転禁止等がある。

2. 3. 拘禁刑宣告に付される特別な理由の要請を強化すること

他方、第L. 一二三―一条では、執行猶予のあるなしに関わらず、拘禁刑は、特別に理由を付した場合にのみ、少年裁判所または少年重罪法院により宣告可能となる旨定められている。理由を付す、さらに言えば、特別な理由を付すという要請は、少年重罪法院については、新規性を有している。当該要請は、重罪の領域も含めて適用される、教育優先の原則、及び、この刑の宣告がもつ例外的性質に由来する。

3. 刑の個別化に果たすP J Jのさらなる役割

裁判所が、少年のニーズと状況にできる限り即して刑を個別化すべく、少年司法保護局社会内処遇機関は、少年の個別的状况、家族状況、経済的及び社会的状況、宣告される可能性のある刑の強制力を理解する能力、少年を支援する少年の環境にある現実的な資源を評価する。そのために、当該機関は、宣告されうる可能性のある刑の社会―教育的、及び、技術的実現可能性を評価する。当該機関は、社会的排除及び拘禁による生活歴の断絶のリスクを回避すべく、拘禁代替の宣告にむけた有益なあらゆる提案を裁判所に行う。

4. 少年の拘禁体制へもたらされる修正

少年に適用される拘禁体制は、基本的には修正されていない。但し、少年、特に、被拘禁少年に代表される人々の特性及び脆弱性をよりよく考慮し、彼らのケアを改善すべく、いくつかの修正がなされた。

女子少年のための特別ユニットの確立。 第L. 一二四―一条が、被拘禁女子少年のための特別ユニットの存在を法律上承認している。例えば、女子少年は、必ず、E P M（少年刑事施設）または拘留所の女子少年のための特別区画へ

収容されることになり、成人女性の区画には収容されえない。当該承認は、当然、被拘禁少年と被拘禁成人との分離原則に由来する（第L. 一二四―二条）。

独居原則の確立。一九四五年オールドナンス第一条は、可能な限り、被拘禁少年を夜間独居におく旨規定していたが、この規定は、勾留に付されている少年にのみ関係するものであった。今後、C J P M第R. 一二四―二条は、刑の宣告を受けた少年に対する夜間独居の原則も同様に規定した。夜間独居の例外は、C J P M第R. 一二四―三条が準用する刑事訴訟法典第R. 五七―六一―八条に添付される、行刑施設標準内部規則第五四条に限定列挙されている。日中の独居は、刑事訴訟法典第七一―二条及び第七一―六条により認められている。他方、もはや、隔離 (isolation) という用語は使われない。ある一定の被拘禁者に課され、少年に対しては禁止される（刑事訴訟法典第七二―六一―一条）、保安上の隔離措置との混乱を避けるためである。

拘禁委員会の確立。拘禁委員会については、すでに、少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達により規定されてきたが、最終的に、第D. 一二四―四〇条及び第D. 一二四―四一条において承認されている。これらの委員会の目的は、被拘禁少年のケア、拘禁される場合の教

育的ケアの継続性、または、釈放に関係する地方政策を決定することである。当該委員会は、少なくとも年二回、各行刑施設の管轄にあるP J Jの地域局長の主導で開催される。管轄地域に所属する共和国検事、少年係判事、及び、刑罰適用判事が当該委員会の構成員である。

拘禁管理下での少年司法保護局の制度的役割を確立すること。懲罰制度に関し、第R. 一二四―一六条及び第R. 一二四―二五条では、条文ごとにP J Jが、懲罰委員会に教育的提案をなし、この枠組みにおいて決定される賠償措置を実施する旨認められている。分類及び割り当て手続に関し、第R. 一二四―三八条によれば、今後、P J Jの所見が述べられなければならないと定められている。第R. 一二四―三九条は、少年の他施設への移送決定につきP J Jは最短期間で通知されなければならない旨規定する。

付属文書6 被害者への配慮の改善

1. 刑事手続において被害者の立場をより考慮すること

第L. 五二―一条に基づき、犯罪被害者は、有責性審理に際してまたは一回限りの審理に際して、私訴原告人となりうるが、試験観察手続がある場合も、制裁に対する検

察官の請求まで、即ち、制裁言渡し of 審理まで、私訴原告人となることができる。

刑事訴訟法典第三九一条及び第四二〇条に規定される方法に従い、被害者は通知を受け、かつ、私訴原告人は召喚される（第L. 五一二—一条第二項）。従って、すべての告訴人は、審理の日時を檢察官により通知され（C P P 第三九一条）、並びに、裁判機関への事案係属が、檢察官による少年の召喚時に作成される共和国検事の調書による場合には、あらゆる手段を通して審理の日時が通知される（第D. 四二—三五条）。

有責性審理において、私訴に関する裁定が下された場合であってもなお、第L. 五一二—一条によれば、私訴原告人は、制裁宣告審理の日時につき、あらゆる方法で通知される。これにより、私訴原告人は希望する場合に、制裁審理に出席可能となる。複数行為者の場合、被害者または私訴原告人は、各共犯者の制裁審理の日時につき、通知を受ける。有責性審理の時から、場合によっては制裁審理の時にも、犯罪被害者は、自らの賠償請求に関し所見を聴取され、必要な場合には自らの弁護人に援助または代理してもらうことができる。とは言え、少年の個別的な状況の検討に際しては、少年係判事または少年裁判所裁判長は、被害

者または私訴原告人を含めて当事者に、退廷するよう命じることができる（第L. 五一二—一条第二項）。少年司法保護局は、教育的面談の間に、被害者の審理への出席につき、少年及びその法定代理人に心構えをさせる。

被害者が損害賠償請求についての自らの主張を行い、自らの主張に沿った証拠書類を提出することを可能とするべく、たとえいかなる調査措置も命じられていなくとも、少年係判事または少年裁判所は、職権によりまたは共和国検事もしくは当事者の請求に基づき、私訴に関する裁定を下すために後日に事案を移送することができる旨、第L. 五一二—三条は規定する。当該移送が私訴原告人より請求される場合、必要である。

少年刑事司法法典においても、少年係判事または少年裁判所が、執務室にて裁定を下す少年係判事の面前へ民事上の利益（*interets civils*）に関する事案を移送する可能性は維持されている。同法典は、私訴原告人によって請求されるうる損害の重大性、並びに、損害の評価と算定の複雑性に鑑み、民事上の利益に関する訴訟を独自に扱う軽罪裁判所の法廷に、民事上の利益に関する事案を移送することができるとする新たな制度を導入した（第L. 五一二—三条）。

同様に、第L. 五二二―二二条が規定するところによれば、少年が一人または複数の成人と同一の訴訟に関与している場合、成人に対して管轄を有する軽罪裁判所または重罪法院は、被害者からの提訴、または、職権もしくは私訴原告人の請求により命じられる少年係判事もしくは少年裁判所の移送に基づき行われる、成人及び少年対する民事訴訟につき裁定を下すことができる。この際、審理は、制限された公開の下で行われる。

弁識能力の欠如を理由に少年が刑事無答責と判断される場合においても、新たな裁判機関への事案係属なしに損害賠償の請求をなすことを被害者に可能とするために、判決裁判所が、民法典第一二四〇条及び第一二四二条に従い民事訴訟に関し裁定を下す旨、第D. 五二二―二一条は定める。同様に、判決裁判所は、第L. 五二二―二三条を適用しつつ、民事上の利益に関する事案を、少年係判事、または、民事上の利益に関する訴訟を独自に扱う軽罪裁判所へ移送することができる。

2. 教育的対応の中での被害者の考慮

2. 1. 修復的司法の確立(第L. 一三一―四条)

事実が認定されたという留保の下、少年の関与する刑事

手続と並行して、被害者及び犯罪行為者に修復的司法の活用を提案する可能性につき、少年刑事司法法典第L. 一三―四条は明確に規定している。

刑事手続と比較するとその自律性により特徴づけられる¹⁹⁾、修復的司法は、司法外の措置であり、司法官により宣告される刑事的対応を構成するものではない。しかし、修復的司法の提案のきっかけとして、司法官が推進的役割を果たす。実際、措置は、特に司法官憲、P J J、または被害者援助民間団体により当事者へ提案される。

司法官が措置の展開を監督することはなく、措置の実施は秘匿されている。但し、その様な措置の提案を求める機関は、管轄権限を有する司法官へ修復的司法の実施につき通知する。というのも、場合によって生じうる行為者と被害者との対話が、司法手続の展開を妨害するものではないこと、または、司法手続の枠組みで提示されている禁止に抵触しないことを確認する必要があるからである。

修復的司法は、特に、少年に対して開始されている刑事手続の中で被害者をよりよく考慮するという目的に資する。同様に、修復的司法は、P J Jの対象者にとって、確実に教育的利益をもたらす。犯罪の行為者と被害者との間でありうる対話の条件を準備することを通じて、参加者の

任意の取決めを前提とした当該措置は、関係者の動揺を鎮静化し、行為者の責任化を通じて再犯を予防し、社会的融和をもたらしことを目的としている。地域相互局の権限の下、地域局は、特に、啓発活動及び職員の研究の展開を介して、司法機関及び民間団体のアクターと連携して、自らの地域の修復的司法の発展を保障する。

2. 2. 賠償及び調停措置の強化

訴追代替の段階においても、判決手続の枠組みにおいても、以下の措置が、被害者への考慮を保障するものとなる。従って、調停措置または賠償措置は、訴追代替としても、または、一時的もしくは制裁としての司法上の教育的措置の償いモジュールの枠組みにおいても、宣告され実施されうる（教育的措置に関する付属文書3をみよ）。

第D. 一一二―二九条に規定される調停は、例えば、対話の開始もしくは復活のような、行為者と被害者との間の関係の融和を目的としている。調停は、第三者の援助を得ながら、犯行を原因とする対立を当事者同士の協議により解決することを追求するものである。実施のためには、調停は、被害者、及び、被害者が未成年の場合にはその法定代理人の同意を得ることが必須となる。調停を担当する機

関（PJJまたはSAHの機関）は、調停のあらゆる段階で、確認された課題を少年係判事へ通知し、モジュールの修正または取消を請求することができる（第D. 一一二―三〇条）。調停が訴追代替として命じられる場合、当該機関は、同様の要件の下、共和国検事に通知する（第D. 四二―四四条及び第D. 四二―四五条）。

被害者のための援助または償い活動は、それ自体で、第D. 一一二―二八条第四号に基づき、その実施の中で被害者を考慮するという目的をもつ。当該活動は、被害者のために、または、地域の利益のために、交互にまたは順々に構成されうる。

直接的な償いも調停も、安心感のある環境の下で、行為少年及び被害者を引き合わせることができる。

審理の段階で、被害者が審理へ出席することで、裁判所は、被害者の同意を得られるであろう償いまたは調停措置の選択に、被害者を関与させることができる。

被害者が欠席する場合または躊躇している場合、被害者の同意を確認するのは、一時的な措置（MEJ―P）を含め司法上の教育的措置（MEJ）の枠組みにおいて、措置を担当する機関である。

付属文書7 情報共有

1. 少年の監督を引き受ける諸機関の間での情報交換を確立すること

C J P Mにより定められる任務の遂行上 S A H職員に拡大する事項。二〇一三年から有効化された、P J Jの職員へ課せられる職務上得た秘密を保持する義務は、第L、二四—一条により法律レベルに引き上げられ、C J P Mにより規定される任務の執行においては、職務上得た秘密の保持義務は認可された民間部局（S A H）の職員にも拡大される。それ故、S A Hの全職員へ秘密保持義務を課することになるわけではなく、少年のケア及び刑事上の監督の枠組みにおける司法決定に介入する者のみに課されることになる。

P J JとS A H間での情報交換の条件。少年刑事司法法典は、少年の刑事上の監督の領域について、P J Jの職員同士及びP J Jの職員とS A Hの職員とが関係する情報交換のための新たな場面を設定している。これが必要となるのは、P J Jの職員及びS A Hの職員双方が、同一の少年に対して一つの刑事的枠組みにおいて命じられる諸措置を同時にまたは順次付託されるからである。この情報交換は、同様に、P J Jの職員、S A Hの職員及び児童保護と

して介入する機関の職員の間でも行われうる（第L、二四—一条）。

交換される情報。関係機関及び施設により共同で監督される少年に関するあらゆる情報が交換されうるのは、当該情報が少年のケア、少年の司法監督または少年の成育歴の継続性に必要不可欠であるとの条件の下である。第R、二四—一条は、少年及び少年の法定代理人は、情報交換につき事前に通知される旨規定する。

託置または就学に付される場合の情報提供。加えて、第L、二四—二条第二項は、C J P Mの手続から得られた少年の状況を把握しているP J Jの職員及びS A Hの職員が、少年の託置または就学に関与するすべての者に、少年または少年と接触する者の安全を確保するために、その認識が必要不可欠な情報を提供することができる旨定めている。

情報共有ツール。これらのアクター間全体の情報伝達態様及び連携態様は、ケア共同計画（P C P C）という形式をとる。連絡ファイル（La fiche de liaison）は、少年司法保護局の公的部局及び／または民間部局の二つの機関もしくは施設の間での引継ぎに際して、情報提供するためのツールの一つである。子ども及びその法定代理人は、情報

提供につき通知されなければならない。連絡ファイルは、もっぱら、民事上の児童保護措置に関する情報を共有する目的で、A S E機関との連絡媒体として用いることができる。(第R. 二四一―二条)。

性犯罪に関する情報提供。 第L. 三三一―六条は、刑事訴訟法典(C P P) 第一三八―二条の規定が、C P P第七〇―四七条に示される犯罪のうちの一つにつき、予審判事、自由と拘禁判事、少年係判事、または、少年裁判所により少年に命じられる司法統制処分に適用される旨規定する。当該情報の使用は、特に、少年が就学施設での就学を目的としている場合に、予定されている。

2. 人格に関する単一書類に適用される規定の明確化

少年に対して下される司法決定の整合性を含め、少年の経歴の継続を促すために、かつ、少年刑事司法法典が新たな刑事手続の中心に少年を置こうとするものであるがゆえに、人格に関する単一書類(D U P)は、改めて有益性及び重要性を獲得している。D U Pに関する一般原則を定めているのは第L. 三二二―八条乃至第L. 三二二―一〇条である。

D U Pの内容。 人格に関する単一書類は、民事であれ刑

事であれ、過去または現在進行中の手続から得られた少年に関する情報を集約することを可能とする。人格に関する単一書類は、漸次、少年係判事の決定に基づき、少年のための裁判機関に属する書記官により、補充されることに適している。(第L. 三二二―九条)。

D U Pのデジタル化。 D U Pはデジタル化されるべきことが一見明白である。もっぱらデジタルフォーマットに基づいたD U P構築の一般化は、D U Pへの情報の取込みとD U Pへのアクセシビリティを促進し、D U P管理を安定化させることを可能にするだろう。このためには、P J Jの機関と裁判機関との間での、情報交換の非物質化を開始する時期にきているだろう。

少年係判事の統制下。 D U Pは、今後、共和国検事ではなく、唯一、少年係判事の統制の下に置かれる。司法上の予審を付託された予審判事は、少年係判事の執務室で作成されたD U Pに、情報を書き込む(第L. 三二二―八条第三項)。

D U Pへのアクセス。 D U Pにつづられる情報が極めてセンシティブな性質を持つことを理由に、立法者は、一方では、手続に介入するすべての専門家のアクセシビリティと、他方で、少年及びその家族の私生活の尊重と

の間のバランスを定めた。DUPの閲覧に関し、以下の者へ、その閲覧が拡大される。

- 教育的措置及び刑罰の適用に関する審理日に成人となっている者で、弁護士につき添いのない少年。
- 少年に対して司法上の措置を実施する認可を受けた民間機関で、少年係判事の許可をあらかじめ請求する必要のない機関。
- 少年係判事の許可の下、鑑定人として指名された臨床心理士または精神科医。
- 私訴原告人の弁護士。但し、教育的援助手続に際して収集された情報の提供が、少年の利益に反するようと思われる場合には、少年係判事は当該提供を許可しないことができる旨規定されている。

付属文書8 海外県における適用

1. 海外県のための特別な規定に関する第七編

少年刑事司法法典は、共和国の領土全体において適用されるが、一定の法律及び規則上の規定は、海外県のために独自のものとなっている（第L. 七二一一一条乃至第L. 七二三―三条及び第D. 七一一―一条乃至第R. 七二三―三条）。

CJPMの法律部分に関して、託置費用及び託置の場合の家族手当の取り扱いに関する第L. 一一三―二条、並びに、受入れ場所の県域における国家代表により認可される規則を参照させる第L. 一一三―六条は、ニューカレドニア（第L. 七二二―一条）、仏領ポリネシア（第L. 七二二―一条）、及びワリス・フトゥナ諸島（第L. 七二三―一条）には適用しない。実際、これらの規定は、当該地域独自の管轄権限に属する。

規則に関して、同様の理由から、託置の場合の家族手当の取り扱いに関する第D. 一一三―一条は、上記三つの自治地域へ適用されず、ニューカレドニア及びワリス・フトゥナ諸島においては、司法上の教育的措置の費用に関する第D. 一一二―八条も適用されない。ニューカレドニア及び仏領ポリネシアについて、寄宿学校への託置制度に関する第D. 一一二―二四条乃至第D. 一一二―七条は適用されない。

PJJの施設及び機関に関する二〇〇七年一月六日のデクレ第二〇〇七―一五三号を法典化した条文（第D. 二四―一〇条乃至第D. 二四―一三七条）は、もはや太平洋の三つの自治地域へ適用されず（第R. 七二二―一条、第R. 七二二―一条及び第R. 七二三―一条）、同様に、

PJJの地方分権化された機関に関する二〇一〇年三月二日のデクレ第二〇一〇一―二一四号を法典化した条文(第R・二四一―三条乃至第R・二四一―九条)は、ニューカレドニア及びワリス・フトゥナ諸島には適用されない。仏領ポリネシアに関しては、仏領ポリネシアに少年司法保護局を創設する二〇〇五年二月八日のデクレ第二〇〇五―一五三六号は廃止され、少年刑事司法法典の中に編纂される(第R・七二二―二条乃至第R・七二二―五条)。

少年刑事司法法典の中に、いくつかの読み替えの用語が添付されており、太平洋のこれらの自治地域にとつて、少年刑事司法法典の解説と適用をより容易にしている。

2. ニューカレドニアにおける慣習法上の機関の介入に関する規定

少年刑事司法法典は、ニューカレドニアにおいて、慣習法上の機関の参加を認めている。第L・七二一―三条は、これらの機関の出席が少年の状況の正しい理解にとつてまたは少年の教育的・社会的ケアにとつて有益と史料される場合、並びに、少年及び少年の法定代理人、被害者及び検察官が審理に出席する場合にはこれらの者の同意を得て、少年係判事、少年裁判所及び少年重罪法院における審理

に、当該機関が参加する旨規定する。同様に、これらの機関は、賠償措置または償いモジュールを命じるに先立ち、共和国検事または少年のための裁判機関により意見を聴取される旨、第L・七二一―四条が規定する。これらの機関とは、慣習法上のセナの代表者、慣習法上の議会の代表者、及び、部族の代表者である(第D・七二一―五条及び第D・七二一―六条)。

3. ニューカレドニア及び仏領ポリネシアにおける弁護人の代替に関する規定

ニューカレドニア及び仏領ポリネシアにおける弁護人の代替に関する規定が細説されている(第L・七二一―五条及び第L・七二二―三条)。当初、警察留置のために設けられていたこれらの規定は、以後、留置及び任意の事情聴取に拡大される。選ばれる者に関する基準は、次の通りである。即ち、この者は、成人であつて、かつ、法定代理人によつてまたは法定代理人がない場合には少年自身によつて選出されなければならない。この枠内で収集される情報の機密性に関する刑事訴訟法典第六三―四―四条の規定は、上記のように選出された者に適用される旨、明文で示されている。

(大貝葵)

付属文書9 新規定の時間的適用範囲

1. 手続規定の施行

1. 1. 原則…二〇二一年九月三〇日以降に開始された訴追への新手續規定の適用

刑法典第一二二―二条は、訴追態様及び手續形態を定める法律、並びに、刑罰の執行及び適用体制に関する法律につき、それらが判決裁判所によって宣告された刑罰を加重する結果なる場合を除いて、その即時適用の原則を定立する。

但し、二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号第一〇条²⁰⁾は、C J P Mの手續規定がその施行後に開始された訴追に適用される旨を規定することで、この原則に対する例外をなしている。相関的に、本条は、C J P Mの施行前に開始された訴追が、この日付以前に適用されるバージョンの刑事訴訟法典及び一九四五年二月二日のオルドナンスの諸規定に従い、その最後まで継続する旨を定めている。

- このことは、従って、以下のことを意味する。
- ― 二〇二一年九月二九日までに開始された訴追は、

一九四五年二月二日のオルドナンスによって規定された手續体制に従って、少年係判事の下での予審、判決裁判所への移送、及び、判決をもって、最後まで継続する。

― 二〇二一年九月三〇日以降に開始された訴追は、行為の日付の如何に関わらず、C J P Mによって規定された原則に従い、とりわけ、教育的試験観察手續の適用でもって、遂行されるであろう。

実際には、少年係判事の執務室において一定期間共存するであろう、C J P Mに属する手續と一九四五年オルドナンスの支配下で遂行される手續を容易かつ迅速に区別するため、紙ベースの一件書類においても、電子上でも、容易に識別可能なコードを採用することが推奨される。このコードによって、手續に適用される手續体制を迅速に特定することが可能になろう。

1. 2. 例外…少年に有利な保安的措置及び教育的措置に関する規定の即時適用

二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号第一〇条第二号は、C J P Mの手續規定をその施行後に開始された訴追に適用するという原則に対する例外を規

定する。実際、同号によれば、保安的措置に関するCJPMの規定は、訴追が開始された少年に有利である場合、即時適用される。

そうすると、一九四五年二月二日のオールドナンスの体制の下で継続される手続については、対象となる保安的措置に関する規定が、CJPMにおいて、少年に有利な修正の対象となるかどうかをケースバイケースで判断するべきである。

例えば、問題となるのは、司法統制処分(CJ)、電子監視付居住指定(ARSE)、及び、勾留(DP)に関する規定である。

被訴追少年に有利で、進行中の手続に即時適用される、保安的措置に関するCJPMの規定のリスト

第L. 三三一—一条第二号—一三歳以上一六歳未満の少年に対する司法統制処分の要件における教育的前歴の定義
第L. 三三一—二条—司法統制処分の枠内で少年に課せられる義務及び禁止

第L. 三三三—一条—一六歳以上一八歳未満の少年に対してARSEを課しうる法定刑の下限

第L. 三三四—五条第三号—一六歳以上一八歳未満の少年に対する司法統制処分及びARSEの取消の要件

第L. 四三四—六条—一六歳以上一八歳未満の少年に対するTPEへの移送決定とTPEでの判決との間に命じられる勾留期間

第L. 四三四—八条—一三歳以上一六歳未満の少年に対するTPEへの移送決定とTPEでの重罪に関する判決との間に命じられる勾留期間

2. 実体刑法規定の施行

2. 1. 被告人に有利な規定の遡及原則

刑法典第一二—一条の適用により、実体刑法に関する新規定は、これらの法律がより軽い場合を除いて(被告人に有利な規定の遡及: *retroactive in minus*)、その施行前になされた行為には適用されない。

少年刑事司法法典は、実体刑法の新たな規定をほとんど含んでいない。必要な場合、より軽い、即ち、被訴追者に有利な規定をCJPM施行前に行われた行為に適用すべきである。

とりわけ、一三歳未満の少年に対する弁識能力不存在の

推定の場合がこれに当たり、この推定は、行為の日付の如何に関わらず、C J P Mの施行時に進行中の手続に遡して適用されるであろう。

2. 2. 新たな教育的措置の適用

* 宣告及び宣告後の段階

司法上の教育的措置 (M E J) が一九四五年オールドナンスの支配下で存在していた教育的措置と教育的制裁を再編する以上、M E Jは、一九四五年二月二日のオールドナンスの支配下で展開される手続の枠内で行われる場合も含む、C J P Mの施行時から宣告されうる。

その結果、制裁として宣告されうるのは、以下のものとせらるう。

- 司法上の警告、譴責措置、親への引き渡し、及び、
 嚴重な警告は、二〇二一年九月三〇日に消滅する。
- ささまざまなモジュール、禁止及び義務を伴う、司法上の教育的措置。

調和、一貫性及び単純化の配慮において、二〇二一年九月三〇日以降、実際、監視付自由、司法的保護、収容、賠償の措置、日中受入れの教育的措置、日中活動の措置、及び、教育的制裁は、もはや課されえない。

行為の日付、及び、手続が遂行される体制（一九四五年二月二日のオールドナンスまたはC J P M）の如何に関わらず、かつての教育的措置及び教育的制裁は、もはや適用されない。²³

但し、一九四五年二月二日のオールドナンスによって規定され、C J P M施行前に宣告され、二〇二一年九月三〇日の時点でなお進行中の教育的措置は、その終了まで効果を生じ続け、修正または取り消されうる。当該措置は、M E Jには変換されえないであろう。

宣告後の段階では、更新された、ソフトウェア Winuers の利用が推奨される。

* 宣告前の段階

同じ論理が一時的教育的措置にも適用されなければならぬ。実際、司法上の一時的教育的措置 (M E J P)²⁴ のみが、C J P Mの施行以降、訴追開始の日付の如何に関わらず、適用されうるであろう。

一九四五年二月二日オールドナンスに由来する、C J P Mの施行前に宣告された一時的教育的措置は、その終了まで継続する。但し、アプリケーション Caspopeeを通じて、この措置を修正することはできない（例えば、更新、機関

の変更）。修正が必要と判明した場合には、宣告前段階の措置の取消を宣告した上で、新たな司法上の一時的教育的措置（MEJP）を命じるべきであろう。

（井上宜裕）

（六完）

原注

（16）予審開始決定者または被告人が措置宣告時に成人になっている場合には、これらの確認は、SPIPへ委託される。

（17）これらの手続は、事案に応じて、公益奉仕労働の不執行（*natif 7956*、*Nature d'infraction 7956*）、刑罰として言い渡された研修の不執行（研修の種類による*natif*）、司法決定により没収される財物の引渡し拒否（*natif 12229*）、司法決定により没収される財物の流用または破壊を理由として、提起される。

（18）特に、刑罰の新たな段階性、電子監視付在宅拘禁刑、研修刑、公益奉仕労働の適用領域の拡大、強化された監督の可能性を伴う保護観察付執行猶予刑、一か月未満の拘禁刑の禁止、刑罰修正の下限と要件、刑罰変更の可能性の拡大、仮釈放。

（19）二〇一四年八月一五日の法律第二〇一四一八九六号第一八条及び二四條に由来する、刑事訴訟法典第一〇一一条、一〇二条及び七〇六條に続き定められた、即時適用され

うる、修復的司法の実施に関する二〇一七年三月一五日の通達。

（20）二〇一九年九月一日のオルドナンスを追認する二〇二一年二月二六日の法律第二〇二一一二八号第一八條に基づき起草による。

（21）ここには、譴責、嚴重な警告、親への引き渡しが含まれる。これらは、司法上の警告に統合される。

（22）MEJPは、裁判前の監視付自由、償い、託置措置、宣告前の枠内で命じられる、日中受入れの教育的措置、日中活動措置と同じ内容をもつ。MEJPは、これらの消滅する措置に代わりうる。

【付記】本資料は、二〇二二年度末延財団研究会助成の成果の一部である。